

宿泊税制度 (税率、免税点、課税免除制度等) の検討

宿泊税制度（税率、免税点、課税免除制度等）の検討

1. 税率・免税点について

【R3答申】「4. 宿泊税制度のあり方」（抜粋）

税制度は、**事業規模に見合った税收規模**となるよう制度を設計することが必要であり、宿泊税制度の見直しを検討するにあたっては、税收の見込みや課税客体（宿泊税における宿泊単価）の動向などの**客観的なデータに基づく検討**が不可欠であり、それらの分析結果も踏まえて議論を進めていく必要がある。

■ 検討の視点

○ 行政需要との整合性

- ・ 目的税である宿泊税收は、事業規模に見合ったものとする必要がある。
- ・ 事業規模が増加する場合は、税率変更（税区分追加）、免税点引き下げ・撤廃について、検討する必要がある。

⇒ 行政需要の増加（約20億円⇒約80億円）が見込まれることから、今回検討が必要

○ 客観的なデータに基づく検討

- ・ 令和5年度以降、宿泊税收が増加傾向にあることから、令和5年度以降の税收データを用いて今後の税收見込みの検討が可能。
- ・ 加えて、宿泊単価については、宿泊実態調査により把握が可能。

⇒ 資料5 宿泊税收シミュレーション、資料7 令和6年度宿泊実態に関する調査 により提示

宿泊税制度（税率、免税点、課税免除制度等）の検討

■ 税率・免税点の検討

○ 税率

- ・税率変更に伴う税収への影響は、免税点未滿、100円区分の見直しが非常に大きい。
- ・宿泊料金2万円以上の税率は一律300円となっているが、5万円や10万円など高額な宿泊料金を支払える方は、さらなる担税力を有していると考えられる。
- ・宿泊税を導入・導入検討中の自治体が増加しており、税率については「定額」で、宿泊単価に対しておおむね1%～2%程度の額を設定している。

○ 免税点

- ・大阪府では、宿泊者の担税力に着目して課税しており、担税力有無の判断要素として、ビジネスホテルや旅館・ホテルの平均宿泊単価を基準の一つとし、免税点を設定している。
- ・一方、大阪府以降に宿泊税を導入・検討中の自治体の多くは、本府と同様に宿泊者の担税力に着目して課税しているが、担税力有無の判断要素を宿泊行為自体とし、免税点を設定していない。
- ・宿泊税の導入自治体が増加する中、多くの自治体で免税点の設定のない制度が運用できていることから、本府においても、宿泊者の受益に着目して広く負担を求める考え方にに基づき、宿泊行為自体を担税力の判断要素とし、免税点を設定しない制度運用が可能と考えられる。

宿泊税制度（税率、免税点、課税免除制度等）の検討

■ 税率・免税点の検討にあたって考慮すべき事項

○ 日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方への配慮（課税対象者の整理）

- ・大阪府内には日雇い労働者など、日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方が存在する。これらの方に宿泊税の負担を求める場合、必要最低限の日常生活費について課税を避けるべきという観点から配慮を要する。
- ・日々の生活の拠点として宿泊施設を利用する方を対象に課税免除制度を設けることも考えられるが、免除対象者の明確な確認方法がない。そのため、これらの方に宿泊税を課さない範囲で免税点を設定することも考えられる。

○ 特別徴収事務に関する配慮

- ・免税点の引下げや撤廃を行う場合、新たに特別徴収義務者となる宿泊事業者に対しては、宿泊税制度や特別徴収事務について丁寧な説明・対応が必要。
- ・税率の変更や税区分を追加する場合、既存の特別徴収義務者についても、従業員教育やシステム改修などの負担が生じるため、丁寧な対応が必要。
- ・なお、特別徴収義務者の範囲が拡大する場合、行政側の徴税コストの増加にも留意が必要。特に零細宿泊事業者への対応については、増収となる税収に比して、徴税コストが過大となるおそれがある。

宿泊税制度（税率、免税点、課税免除制度等）の検討

2. 課税免除制度について

【R3答申】「4. 宿泊税制度のあり方 ③ 修学旅行生等の課税免除制度」（抜粋）

税制度においては、税の公平性の観点から、適正な申告・徴収が可能であることが求められており、課税免除制度の検討を行うにあたっては、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担なども考慮しつつ、**課税対象となる者の範囲とその確認方法などについて、簡素で分かりやすい仕組みとする**とともに、**免除対象となる者の人数や宿泊料金等から税収への影響を把握**したうえで、税率や免税点の設定と合わせて検討していくことが必要である。

<R5検討> 万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度（委員意見抜粋）

⇒ 万博は、未来を支える子どもたちにとって、未来社会を体験し、将来への夢や希望を抱きかけとなる有意義な経験を得る場である。万博開催を機に修学旅行等で大阪を訪れてもらうことは、子どもたちの特別な体験・貴重な学びの機会となるとともに、大阪のファン・リピーター確保の機会となり大阪の成長につながるなどの好循環が期待されることなどから、万博開催期間中の修学旅行生等に対する宿泊税の課税免除の実施を妥当とした。

■ 検討の視点

○ 課税（免除）対象となる者の範囲とその確認方法

- ・修学旅行以外にも学生のクラブやサークル活動の取扱いなど、課税免除となる者の範囲の設定について検討する必要がある。
- ・確認方法について、万博開催期間における修学旅行生等の課税免除と同様に、学校長等の証明書の提出を求める手法で良いか検討する必要がある。

○ 税収への影響の把握

- ・課税免除制度を導入することによる税収への影響把握が必要。
- ・そのうえで、制度導入の可否を税率や免税点の設定と合わせて検討する必要がある。

宿泊税制度（税率、免税点、課税免除制度等）の検討

■ 課税免除制度の検討

○ 修学旅行生等を課税免除する意義

- ・大阪は多くの歴史的・文化的資源を有しており、子どもたちが学びの場として訪れる意義がある。
- ・修学旅行等を通じ、若年期に大阪の魅力を体感してもらうことで、大阪への関心が湧き、学齢期を終えた将来、再び大阪を訪れたいと思うきっかけとなり、大阪のファン・リピーターの確保につながる。
- ・そのため、大阪が修学旅行等の学びの場として選ばれることは、将来を支える人材の教育・育成や大阪の成長に資するものと考えられる。

○ 課税免除の対象

- ・課税免除の対象は、「万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度」の対象に加え、教育課程外のクラブ活動が考えられる。
- ・クラブ活動については、教育課程と関連が図られるよう留意するものとされており、学校教育の一環として位置付けられていることから、修学旅行と同様に扱うことも可能と考えられる。

■ 課税免除制度の検討にあたって考慮すべき事項

○ 特別徴収義務者への配慮

- ・宿泊事業者の負担を考慮し、課税免除の対象者の確認方法については、「万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の課税免除制度」と同様にすることが望ましい。

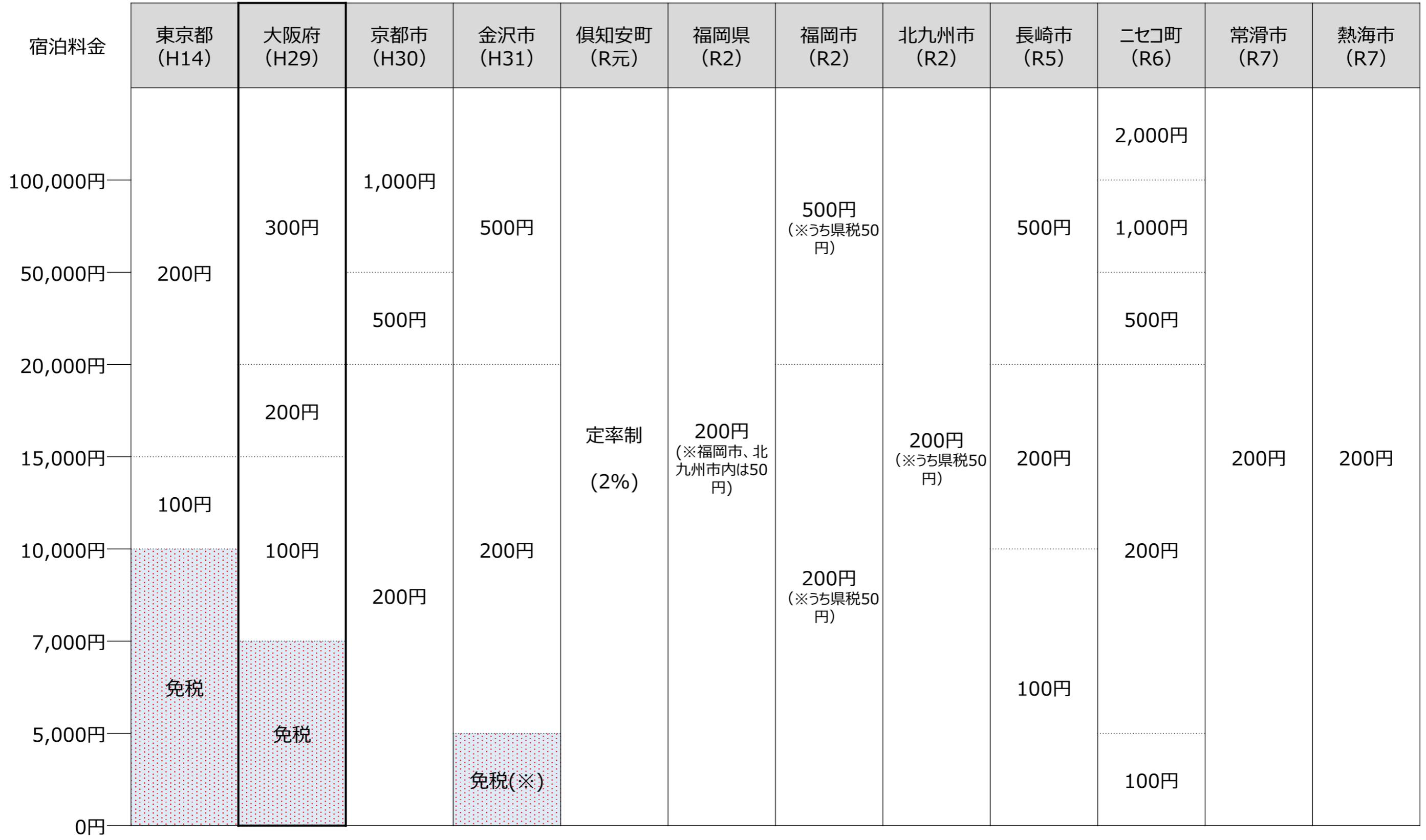
○ 宿泊税収への影響

- ・前提条件 修学旅行の対象者、泊数 : 12歳 1,056千人 1泊、15歳 1,090千人 2泊、17歳 1,075千人 3泊
- 大阪を行先とする修学旅行の割合 : 約10%
- 修学旅行の平均宿泊単価 : 約6,500円
- ・影響額 宿泊税率100円の場合 ⇒ 64,610千円
- 宿泊税率200円の場合 ⇒ 129,220千円

参考：宿泊税制度を導入している他団体の制度(2024年7月時点)

	東京都	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	長崎市																																										
実施時期	2002年10月	2018年10月	2019年4月	2019年11月	2020年4月	2023年4月																																										
対象施設	ホテル、旅館	ホテル、旅館、簡宿、民泊	ホテル、旅館、簡宿、民泊	ホテル、旅館、簡宿、民泊	ホテル、旅館、簡宿、民泊	ホテル、旅館、簡宿、民泊																																										
税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～1.5万円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1.5万円～</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	1～1.5万円	100円	1.5万円～	200円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2万円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2～5万円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>5万円～</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	～2万円	200円	2～5万円	500円	5万円～	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2万円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円～</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	～2万円	200円	2万円～	500円	・宿泊料金の2% (定率)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">福岡市</td> <td>～2万円</td> <td>200円 (うち県税50円)</td> </tr> <tr> <td>2万円～</td> <td>500円 (うち県税50円)</td> </tr> <tr> <td>北九州市</td> <td>一律</td> <td>200円 (うち県税50円)</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>一律</td> <td>200円 (全額県税)</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊料金	税率	福岡市	～2万円	200円 (うち県税50円)	2万円～	500円 (うち県税50円)	北九州市	一律	200円 (うち県税50円)	上記以外	一律	200円 (全額県税)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊料金</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1万円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>1～2万円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2万円～</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊料金	税率	～1万円	100円	1～2万円	200円	2万円～	500円
宿泊料金	税率																																															
1～1.5万円	100円																																															
1.5万円～	200円																																															
宿泊料金	税率																																															
～2万円	200円																																															
2～5万円	500円																																															
5万円～	1,000円																																															
宿泊料金	税率																																															
～2万円	200円																																															
2万円～	500円																																															
	宿泊料金	税率																																														
福岡市	～2万円	200円 (うち県税50円)																																														
	2万円～	500円 (うち県税50円)																																														
北九州市	一律	200円 (うち県税50円)																																														
上記以外	一律	200円 (全額県税)																																														
宿泊料金	税率																																															
～1万円	100円																																															
1～2万円	200円																																															
2万円～	500円																																															
免税点	1万円未満	なし	なし (R6.10.1～導入予定) 5千円未満	なし	なし	なし																																										
課税免除	なし	修学旅行生等	なし	修学旅行生等、 職場体験者	なし	修学旅行生等、 宿泊を伴う スポーツ大会・ 文化大会																																										
税収額 <small>※R5は最終 予算額</small>	R元：27.1億円 R2：0.9億円 R3：2.5億円 R4：15.8億円 R5：41.6億円	R元：42.0億円 R2：12.9億円 R3：16.3億円 R4：30.5億円 R5：47.5億円	R元：7.7億円 R2：4.2億円 R3：4.9億円 R4：7.8億円 R5：7.1億円	R元：1.8億円 R2：0.5億円 R3：0.7億円 R4：2.4億円 R5：5.0億円	(福岡県の税収額) R2：6.2億円 R3：8.9億円 R4：13.1億円 R5：13.9億円	R5：3.7億円																																										
特徴的な 用途	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設等のバリアフリー化 ・MICE誘致活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス混雑対策 ・文化振興、景観保全 ・無電柱化 	<ul style="list-style-type: none"> ・無電柱化 ・迷惑行為の防止活動 ・高齢者の買い物支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・域内交通網の整備 ・環境保全 ・新幹線を意識したまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品造成支援 ・市町村に対する財政支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品造成支援 ・Free-Wi-Fi整備 																																										

参考：宿泊税制度を導入済・導入予定の他自治体との比較（税額・税率）



※R6.10.1～

参考：万博開催期間における修学旅行生等を対象とする課税免除制度

	詳細
概要	万博開催期間中の修学旅行生等を対象に宿泊税を課税免除
課税免除期間	2025.4.1～2025.10.31 (万博開催期間は2025.4.13～2025.10.13)
免除対象者	以下の機関・施設が行う修学旅行等に参加する幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者（※） ・ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 （学校教育法第1条にある「学校」から大学を除いたもの） ・ 高等専修学校 ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設 ・ 認可外保育施設 ※引率者 生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者や、介助を必要とする生徒の介助を行う看護師や保護者等を想定

参考：免税点検討にかかる各種参考情報

○簡易宿所の宿泊単価

	2023年度			
	平均宿泊単価	最小値	中央値	最大値
大阪府全体	4,175円	637円	3,347円	19,416円
大阪市内	4,230円	950円	3,450円	14,492円

※令和6年度大阪府観光客受入環境整備の推進に関する宿泊実態調査結果より

○ネットカフェの9時間利用価格の平均額

	平均価格（R6.6月）
大阪府全体	2,280円
大阪市内	2,371円

※大阪府 企画観光課調べ（24件、うち大阪市内 18件）、9時間利用プランまたはそれに相当するプランの平均を算出

○「インターネットカフェ等の使用制限に伴う低料金で提供可能な宿泊施設の確保」

- ・コロナ禍において、大阪府は下記のような施策を実施
 - －インターネットカフェ・漫画喫茶についても、特措法に基づく休止を要請
 - －長期滞在者の宿泊先確保に向け、1泊2,500円以下で宿泊できる施設に協力要請

※R2.4.13 知事会見資料より

○生活保護における住宅扶助

- ・大阪市の生活保護費における住宅扶助の上限額は単身世帯の場合は月額4万円とされている。

※一部条件を満たさない場合は、これよりも低い上限額となる。